

令和3年10月12日

# 死亡災害等速報

“ 労災による死亡者を、悲しみをゼロに ”

長野労働局

|                                       |   |
|---------------------------------------|---|
| 災害発生日                                 | 令和3年10月   |
| 事業の種類                                 | その他の建築工事業   |
| 災害の概要<br>(注1)                         | 家屋から出た廃棄物を運び出すために、小型車両系建設機械(解体用つかみ機)を用いて、廃棄物が入ったフレコンバッグの紐をつかみ具にかけて運搬しようとしたところ、斜面上においてバランスを崩して横転し、ヘッドガードフレームと地面の間に首をはさまれているところを発見された。  |
| 再発防止のためのポイント<br>(関係指針・ガイドライン・通達等)(注2) | <p>荷のつり上げ、運搬作業は、作業内容に適した機械を使用すること(荷のつり上げ:移動式クレーン、荷の運搬:不整地運搬車等)。</p> <p>解体用つかみ機のつかみ具に、紐、ワイヤーロープ等をかけて荷をつり上げることは、紐等がつかみ具から外れて荷が落下する危険が高いため、禁止すること。</p> <p>○ 移動式クレーンで荷をつり上げたとしても、走行つりは、非常に不安定となるため、原則行わないこと。斜面を下ることは、厳禁とすること。</p> <p>(関係指針・ガイドライン・通達等)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 車両系建設機械作業における労働災害防止チェックリスト(令和3年6月当局作成)</li><li>● 荷役・運搬機械の安全対策について(昭和50年4月10日付け基発第218号)<br/>(<a href="https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-28/hor1-28-6-1-0.htm">https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-28/hor1-28-6-1-0.htm</a>)</li></ul> |

注1) 速報時点で判明している発生状況であり、調査が進む過程で変更となることがある。

注2) 災害発生原因等が確定しない状況下で、同種災害防止のために推測される再発防止対策、災害が発生した作業に関する指針・ガイドライン・通達等を示したものである。

# 車両系建設機械作業における労働災害防止チェックリスト

車両系建設機械による悲惨な労働災害を撲滅するため、今一度、次の事項について安全確認をお願いします。

| 確認事項 |   | 確認欄 |
|------|---|-----|
| 1    | <p>車両系建設機械を用いて作業を行う場合は、あらかじめ、作業を行う場所の広さ・地形、当該機械の種類及び能力等に適応する作業計画を定め、その計画に基づき作業を行っていますか？</p> <p><b>また、クレーン機能付きドラグ・ショベルを移動式クレーンとして使用する場合は、移動式クレーン作業に係る作業計画を定めていますか？</b></p>   |     |
| 2    | <p>車両系建設機械を主たる用途以外に使用していませんか？</p> <p>◆ ドラグ・ショベルによる荷のつり上げ作業 など</p> <p><b>注意：クレーン機能付きドラグ・ショベルによる荷のつり上げは、クレーン作業モードにより行わないと用途外使用（法令違反）となります。</b></p>  |     |
| 3    | <p>車両系建設機械の運転は、有資格者が行っていますか？</p> <p>（例）機体重量3 t以上のドラグ・ショベルの運転業務(掘削作業)<br/>：車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)の運転業務技能講習修了者</p>   |     |
| 4    | <p>クレーン機能付きドラグ・ショベルでクレーン作業モードに切り替えて荷のつり上げ作業を行う場合は、移動式クレーン運転に係る有資格者が行っていますか？</p> <p>また、玉掛け業務は有資格者が行っていますか？</p> <p>（例） 当該機械のつり上げ荷重が1 t以上5 t未満<br/>：小型移動式クレーン運転技能講習修了者</p> <p>つり上げ荷重1 t以上のクレーン等の玉掛け業務：玉掛け技能講習修了者</p> |     |
| 5    | <p><b>運転中の車両系建設機械若しくは荷への接触又はつり荷の落下により労働者に危険を生ずるおそれのある箇所へ労働者を立ち入らせていませんか？</b></p> <p>やむを得ず労働者を立ち入らせる場合は誘導者を配置していますか？（誘導者を置くときは、合図を定めてください）</p>   |     |
| 6    | <p>車両系建設機械が運行する経路について、車両系建設機械の転倒や転落災害を防止するための措置を講じていますか？</p> <p>（例）路肩の崩壊を防止すること、地盤の不同沈下を防止すること、必要な幅員を保持すること（標識の設置、ガードレールの設置を含む）</p>   |     |
| 7    | <p>関係労働者に対して、車両系建設機械に関する安全教育を行っていますか？</p>   |     |

確認出来なかった項目については、改善対策をお願いします。

